

「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」 について

—浸水対策を中心として—

国土交通省大臣官房官庁営繕部

1 ガイドライン策定の趣旨、背景

近年は、毎年のように大規模な自然災害が発生し、官公庁施設が被災した事例も見受けられます。今後も気候変動の影響により、水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど、国民や地域住民にとって重要な役割を担っている官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要です。

官庁営繕部では、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等が官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、官庁営繕の防災に係る技術基準やソフト対策、事例などをパッケージ化した「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を令和2年6月に策定しました。その後、中央省庁、都道府県・政令市の営繕部局と連携し、地方公共団体の取組みや事例など所要の追記等を行い、令和3年7月に中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドライン¹に位置づけられました。

2 ガイドラインの構成

ガイドラインの構成は以下のとおりであり、16

1 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議（都道府県、政令市の営繕部局と官庁営繕部で構成）の連名で策定。

の地方公共団体の22の取組みや事例などを追記しています。

○はじめに

ガイドラインの概要やこれまでの取組みの経緯等を記載しています。

○施設の位置の選定

災害の発生頻度や災害による被害の程度は、施設の立地により大きく異なります。ここでは、新築・建替え等を計画する際の位置の選定にあたっての留意事項を記載しています。

○施設整備上の対策

施設の整備にあたっては、施設の有する機能や立地する地域的条件を考慮し、災害に対する安全性の目標を適切に定める必要があります。

ここでは、地震、浸水及び津波に対して、官公庁施設が確保すべき安全性の目標設定の考え方と防災対策、事例について記載しています。

○施設運用管理上の対策

施設整備において講じた防災対策が有効に機能するためには、災害発生時のオペレーションを適切に行うことが重要となります。

ここでは、施設運用管理上の対策に関する取組みについて記載しています。

○災害発生時の営繕部局の役割

災害発生時に、施設が必要な機能を発揮するとともに二次災害を防止するために、施設を整備した立場から営繕部局が施設管理部局に対して技術支援等を行うことが重要です。

ここでは、災害発生時に営繕部局が行う技術

支援等の取組みについて記載しています。

○附録

主な整備事例や公共建築相談窓口、資料のURL一覧等の参考資料を掲載しています。

3 官庁施設の対浸水に関する基本的性能について

ガイドラインでは、「施設整備上の対策」の一つとして、浸水に対して官公庁施設が確保すべき安全性の目標設定の考え方等について記載しており、その具体的内容は「官庁施設の基本的性能基準」（以下、「基本的性能基準」という）等に定められています。ここでは、令和2年3月の基本的性能基準の改定により改められた、対浸水に関する基本的性能及び技術的事項に基づく浸水対策について概要を紹介します。

(1) 対浸水に関する基本的性能の改定概要

①改定の背景

近年の大雨では、地域の排水機能を超える降雨による内水氾濫が各地で生じており、令和元年10月の台風19号においては、河川堤防の決壊等による洪水が同時に生じたことで、より広範な地域で水害被害が発生しました。また、平成27年の水防

法改正により、洪水浸水想定区域について、河川整備において基本となる降雨（以下、「計画降雨」という）を前提とした区域から、想定し得る最大規模の降雨等を前提とした区域に拡充されるとともに、想定最大規模の降雨等に対応した浸水想定区域の指定が進められています。

こうした状況を踏まえ、基本的性能基準における対浸水に関する基本的性能について、必要な改定を行いました。

②防災拠点の浸水性能の見直し

本改定では、災害応急対策活動を行う官庁施設において対策の対象とする水害を、改定前の計画降雨等による水害を念頭においた「大規模な河川氾濫や高潮等による最大クラスの水害」から、それらを上回る「想定最大規模降雨による河川氾濫及び内水氾濫、想定し得る最大規模の高潮による氾濫」（＝「発生頻度の低い水害」）に見直し、この水害に対して必要な性能を確保することとしました。また、その他の官庁施設においては、計画降雨等による水害（＝「比較的発生頻度の高い水害」）を対象に対策を講ずることを明確にしました（図1、表1）。

これらの水害において想定される水位については、水防法第14条に基づく浸水想定区域のほか、

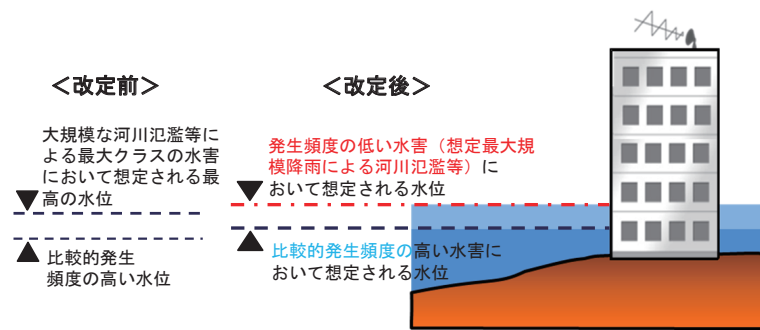


図1 水害による水位のイメージ

表1 対策の対象とする水害（改定後）

	河川氾濫	内水氾濫	高潮による氾濫
発生頻度の低い水害	水防法第14条に規定する想定最大規模降雨による河川氾濫	水防法第14条の2に規定する想定最大規模降雨による内水氾濫	水防法第14条の3に規定する想定し得る最大規模の高潮による氾濫
比較的発生頻度の高い水害	水防法施行規則第2条第4項に規定される河川整備の計画降雨による河川氾濫	既往最大の降雨等による内水氾濫	防災基本計画（中央防災会議決定）に規定する既往最大規模等の高潮による氾濫

表2 対策の対象とする室等の分類（改定前後）

改定前	分類	I	II	III	IV
	対象とする室等	一時的な避難場所として利用される室等	災害応急対策活動のために必要な室	損失等が許されない財産・情報等を保管する室	分類I、II及びIIIに該当しない室等
↓					
改定後	分類	I		II	
	対象とする室等	水害発生時に災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室等		分類Iに該当しない室等	

水防法第15条第3項に基づくハザードマップ、過去の浸水記録等を基に設定します。

③対策の対象とする室等の分類の見直し

本改定では、浸水対策の対象とする室等の分類を「水害発生時に災害応急対策活動のために機能の維持が必要な室等」とそれに該当しない室等の二つの分類としました（表2）。改定前の分類にあった一時的な避難場所として利用される室等については、水害発生時には指定緊急避難場所等へ避難すること、また、損失等が許されない重要な財産・情報を保管する室等については、浸水想定区域外に保管することが基本であることから、対策の対象とする室等の分類から削除し、これらの室等を整備する場合には、基本的性能の水準及び技術的事項を別途設定することとしています。

(2) 対浸水に関する技術的事項に基づく浸水対策

基本的性能基準では、対浸水に関する性能の水

準を確保するため、技術的事項として講ずべき対策を規定しています。災害応急対策活動を行う官庁施設については、以下の対策を講ずることとしています（図2）。

①浸水の防止と設備機能の確保

災害応急対策活動に必要な活動拠点室等については、当該活動を円滑に行う上で支障となる浸水を防止するため、発生頻度の低い水害に対して、当該水害において想定される水位より高い位置にある階に配置するとともに、当該室等において、維持することが必要となる電力、給水等の機能が、浸水により損なわれないよう、接続する配線、配管等を含めて措置を講じます。止むを得ず想定される水位より低い位置にある階に活動拠点室等を配置する場合は、防水板、防水扉等の水防設備の設置等の浸水防止措置等を講じます。

また、その他の室等については、水害後の速やかな業務再開が可能となるよう、比較的発生頻度の高い水害に対して、建築物内への浸水を防止す

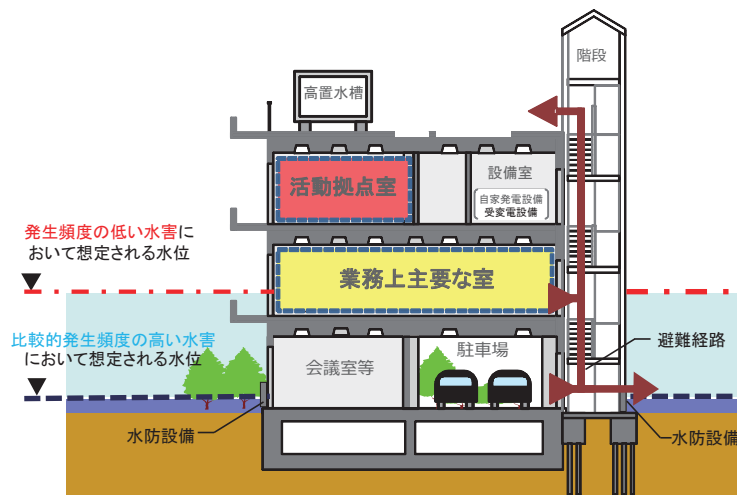


図2 浸水対策のイメージ

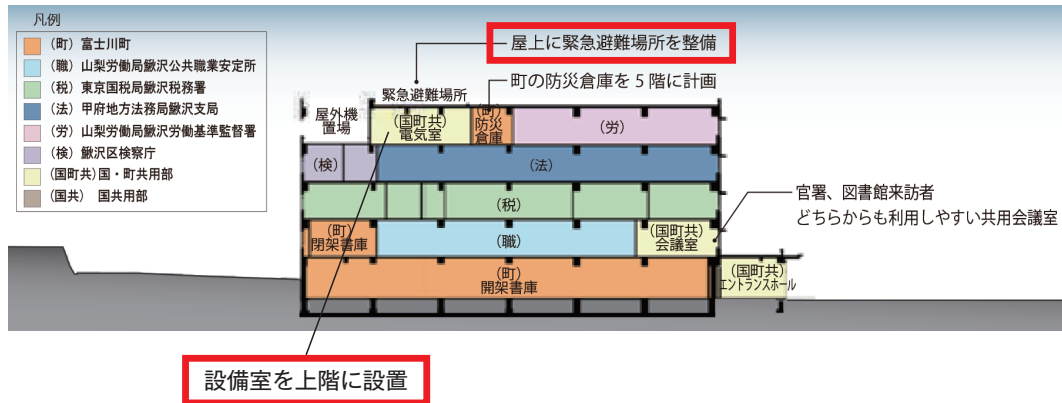


図3 浸水対策を考慮した階層計画の例（富士川地方合同庁舎（山梨県））



写真1 水防設備（止水板）の設置事例（左：東雲地方合同庁舎（東京都）、右：金沢新神田地方合同庁舎（石川県））

るために水防設備の設置等の措置を講じるか、当該室等の配置等を、建築物内への浸水が発生した場合の機能の復旧を考慮したものとし（図3、写真1、写真2）。

②避難等の安全の確保

人命の安全の確保のため、水害発生時において施設利用者の安全な避難が確保されるよう、各室等から施設外の指定緊急避難場所等の安全な避難場所への避難経路を確保するとともに、必要に応じて、誘導可能な放送設備等を設置します。また、感電防止措置及び危険物の流出防止措置を講じます。



写真2 浸水対策として非常用発電機及び受水槽を屋外に新設した架台上に移設した事例（広島港湾合同庁舎（広島県））

4 おわりに

官庁営繕部では、改定した基本的性能基準を令和2年度から適用しています。当該基準に定める基本的性能の水準を満たすための標準的な手法及びその他の技術的事項については「建築設計基

準」等の技術基準もご参照ください。

浸水対策も含めた官公庁施設の防災機能確保の検討にあたっては、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の皆様はもちろん、官公庁施設の営繕に係る設計業務や工事、維持管理業務等を受注する企業の皆様にもガイドラインをご参照いただき、ガイドラインが検討の一助となることを期待しています。